

平成23年度

国有林野の管理経営に関する  
基本計画の実施状況（案）

平成24年9月

農 林 水 産 省



国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況は、「国有林野の管理経営に関する法律」（昭和26年法律第246号）第6条の3第1項の規定に基づき公表するものである。

# 目 次（案）

平成23年度の実施状況の概要について	1
トピックス 東日本大震災からの復旧・復興	6
1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進	16
(1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営	17
① 重視される機能に応じた管理経営の推進	17
ア 水土保全林	19
イ 森林と人との共生林	21
ウ 資源の循環利用林	23
② 路網の整備	25
③ 治山事業の実施	27
(2) 森林の流域管理システムの下での管理経営	31
① 民有林との連携による森林・林業の活性化	31
② 流域管理推進アクションプログラムの取組	35
(3) 国民の森林としての管理経営	37
① 双方向の情報受発信	37
② 森林環境教育の推進	41
③ 森林整備・保全への国民参加	47
ア 分収林制度による森林づくり	47
イ NPO等による森林づくりや森林保全活動の支援	49
ウ 木の文化を支える森づくり	53
(4) 地球温暖化防止対策の推進	55
(5) 生物多様性の保全	59

2	国有林野の維持及び保存	64
(1)	森林の巡視、病虫害の防除等適切な森林の保全管理	65
①	森林の巡視及び境界の保全	65
②	森林病虫害の防除	67
③	鳥獣被害の防除	69
④	保安林の適切な管理	73
(2)	「保護林」など優れた自然環境を有する森林の維持・保存	75
①	「保護林」の設定及び保全・管理の推進	75
②	「緑の回廊」の整備の推進	79
③	野生動植物の保護管理の推進	83
④	地域やNPO等との連携による保護活動の推進	87
⑤	環境行政との連携	89
3	国有林野の林産物の供給	92
(1)	計画的な収穫の実施	93
(2)	林産物等の販売	95
4	国有林野の活用	100
(1)	国有林野の活用の適切な推進	101
①	国有林野の貸付け	101
②	林野・土地の売払い	103
(2)	公衆の保健のための活用の推進	105

5	国有林野の事業運営	110
(1)	管理経営の事業実施体制	111
①	民間委託の推進	111
②	I Tの活用	113
③	労働安全衛生の確保	113
(2)	平成23年度の収支	115
6	その他国有林野の管理経営	118
(1)	人材の育成	119
(2)	林業技術の開発普及	123
(3)	地域振興への寄与	125
(4)	労使協力の推進	125
	(参考)	
1	用語の解説	131
2	林野庁、森林管理局等のホームページアドレス	138
	(索引)	
	図及び表の索引	139

## 平成23年度の実施状況の概要について

(国有林野事業の役割)

国有林野は、我が国の国土の約2割、森林面積の約3割を占めていますが、その多くは奥地<sup>せきりょう</sup>脊梁山地や水源地域に分布しており、原始的な天然林<sup>注</sup>も多く残されています。

このため、国有林野に対しては、国土の保全、水源の<sup>かん</sup>涵養、自然環境の保全、保健休養の場の提供等の公益的機能を高度に発揮させることが求められてきました。近年では、これらに加えて、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや森林環境教育等への貢献が求められるなど、国民の皆さんの期待や要望は、公益的機能の発揮を中心に更に多様化しています。

国有林野事業では、国民の皆様の多様な要請に応えるため、「森林・林業基本計画」等に基づくとともに、「森林・林業再生プラン」(平成21年12月農林水産省公表)に沿って、公益的機能の維持増進を旨として適切かつ効率的に管理経営するのみならず、その組織、技術力その他の各種資源を活用し、①民有林との一体的な路網<sup>注</sup>整備、間伐の実施など共同した施業の推進、②「システム販売<sup>注</sup>」の実施による木材の安定供給体制の構築、③「市町村森林整備計画<sup>注</sup>」の策定支援等を行える人材(准フォレスター<sup>注</sup>)を育成するための研修フィールドの提供など、森林・林業全体の再生に向けた取組に努めています。

(管理経営基本計画及び平成23年度の実施状況)

国有林野事業では、国有林野の管理経営の基本方針を明らかにするため、あらかじめ国民の皆さんの意見を聴いた上で、「国有林野の管理経営に関する基本計画」(以下「管理経営基本計画」という。)を策定し、これに基づき管理経営を行っています。

管理経営基本計画は、10年を1期とする計画で、5年ごとに改定することになっています。

平成23年度は、平成20年12月に定めた平成21年4月から平成31年3月までを計画期間とする管理経営基本計画の3年目に当たり、名実ともに開かれた「国民の<sup>もり</sup>森林」を実現していくため、①国土保全や水源涵<sup>かん</sup>養等の公益的機能の維持増進、②双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組、③森林環境教育や森林とのふれあい、国民参加の<sup>もり</sup>森林づくり等の推進、④地球温暖化防止、生物多様性の保全等新たな政策課題への率先した取組等に努めました。

本報告は、こうした平成23年度における管理経営基本計画の実施状況について、国民の皆さんの理解をいただけるよう、写真と図表を用いてできるだけ分かりやすく記載したものです。

\* 右肩に「注）」と書いてある用語については、その解説を131～137ページに掲載しています。

## (平成23年度の主な取組)

平成23年度に実施した主な取組は、以下のとおりです。

トピックス 東日本大震災からの復旧・復興

- 震災によって被害を受けた国有林の復旧はもとより地域の復興支援に取り組みました。(本文6ページ)

### (1) 公益的機能の維持増進

- 森林の公益的機能を維持増進させるため、長伐期施業<sup>注)</sup>や針葉樹と広葉樹の混交などによる育成複層林施業<sup>注)</sup>を実施しました。(本文19ページ)
- 森林の健全性を保つとともに、地球温暖化防止に貢献するため、間伐<sup>注)</sup>を推進しました。なお、間伐材については、木材の有効利用の観点から、搬出・供給に努めました。(本文23ページ)
- 台風や集中豪雨などによる山地災害の復旧等に迅速に対応しました。(本文27ページ)

### (2) 双方向の情報受発信を基本とする対話型の取組

- 広く国民の声を聞き管理経営に活かすため、「国有林モニター<sup>注)</sup>会議」等を行いました。(本文37ページ)

### (3) 森林環境教育や森林とのふれあい等の推進

- 学校<sup>しょうがく</sup>等を対象に国有林野を森林環境教育の場として提供する「遊々の森」の協定を新たに全国7箇所で締結しました。(本文41ページ)
- 森林整備への国民参加を促進するために協定を締結した全国137箇所の「ふれあいの森」で、延べ約1万3千人の方に森林づくり活動に参加していただきました。(本文49ページ)
- 自然再生などに取り組む地域の方々等と連携し、現地調査や再生活動等に取り組みました。(本文49ページ、59ページ)

#### (4) 新たな政策課題への率先した取組

- 地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・貯蔵を進めるため、間伐の実施等健全な森林の育成や治山事業等における木材の利用を推進しました。(本文55ページ)
- 生物多様性の保全を図るため、人工林の間伐や針広混交林化、長伐期化等適切な森林施業の実施による林分構造の多様性の確保、「保護林」や「緑の回廊」の設定、適切な計画や整備、保全管理活動、モニタリング調査の実施等の順応的な管理経営に取り組みました。(本文59ページ)
- シカ等の野生鳥獣による被害を防止するため、地方自治体やNPO<sup>(注)</sup>等と連携して、生息環境整備や個体数管理など総合的な対策に取り組みました。(本文69ページ)
- 優れた自然環境を有する森林の維持・保全等を図るため、全国11箇所で「保護林」を設定・変更しました。(本文75ページ)

#### (5) 林産物の持続的かつ計画的な供給

- 自然環境の保全に配慮しつつ、林産物を持続的かつ計画的に供給し、地域における木材の安定供給に貢献しました。また、民有林からの供給が期待しにくい大径長尺材等の供給にも努めました。(本文93ページ、95ページ)

#### (6) 効率的な事業の実施

- 伐採・造林等の事業について、そのほとんどを民間委託化するなど、効率的な事業運営に努めました。(本文111ページ)
- 木材価格の低迷等厳しい状況の中、収支両面にわたる努力を行い、平成16年度以降は新規借入金をゼロとしており、収入が支出を23億円上回りました。また、借入金を21億円返済しました。(本文115ページ)



がれきの一時置場として使用された国有林（東北森林管理局）

トピックス

東日本大震災からの復旧・復興

## 東日本大震災からの復旧・復興

平成23年3月11日に、三陸沖を震源として、「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」が発生しました。この地震により、広い範囲で強い揺れが観測されました。また、太平洋沿岸を中心に高い津波が発生し、特に東北地方を中心に未曾有の被害をもたらしました。

国有林関係の被害としては、地震による山腹崩壊、山火事や林道の損壊、津波による防潮護岸、海岸防災林の被災等が確認されました。

関係森林管理局では、地震発生直後に、ヘリコプターによる山地等の現地調査を行うとともに、不通となった県道の迂回路として国有林林道を活用できるようにするなど関係機関と連携し、被災地への支援にあたりました。

また、東北森林管理局では仮設住宅の土台用杭丸太の原木や被災した養殖用いかだ筏を作成するための丸太を供給、中部森林管理局では放射性物質の影響により供給不足となったきのこ原木を供給するなど被災地のニーズに応じた復旧・復興支援に取り組みました。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故により、福島県などの国有林に放射性物質が降下したことから、関東森林管理局では、同県内の国有林の放射線モニタリングを行うとともに、川内村において落葉等の除去による森林の除染に取り組みました。

**事例 東北地方太平洋沖地震に対する取組**

平成23年3月11日に発生したM9.0巨大地震により、岩手県、宮城県、福島県等において、地震による山腹崩壊や津波による海岸防災林の被災等甚大な被害が発生しました。

この災害に対して、北海道、東北、関東、及び中部森林管理局では、早期にヘリコプターによる被災状況の調査を実施するとともに、林野庁や森林管理局の治山技術を有する職員及び森林総合研究所の専門家等による被災県と連携した調査を実施しました。

(北海道、東北、関東、中部森林管理局)



場 所：宮城県岩沼市<sup>しものごう</sup>下野郷  
場 説 明：森林管理局職員によるヘリコプター調査状況（上）と、上空から見た海岸林の被害状況（下）です。

## 事例 仮設住宅の土台用杭丸太原木の安定供給

東北森林管理局では、仮設住宅建設に必要となる土台用杭丸太の原木を、管内5県9森林管理（支）署から供給するなど（仮設住宅約9千戸分）、国有林材の迅速かつ安定的な供給により、被災地の復旧・復興に貢献しました。

（東北森林管理局）



場 所：岩手県とおの遠野市 なかたきやま中滝山国有林（上）、秋田県せんぼく仙北市（下）  
説 明：写真は、仮設住宅の土台用杭丸太の原木を搬出している様子（上）と、搬送を待つ土台用杭丸太（下）です。

**事例 被災した養殖用筏作成用丸太の供給**

三陸中部森林管理署では、岩手県漁業協同組合連合会や岩手県森林組合連合会等と連携し、東日本大震災により被災した養殖用筏復旧のための丸太について、民有林と連携した供給に取り組みました（国有林からは約25m<sup>3</sup>、筏約30台分の丸太を供給）。

（東北森林管理局 三陸中部森林管理署）



場 所：岩手県けせん気仙郡すみたちょう住田町（左上）、岩手県りくぜんたかた陸前高田市（右上、下）  
場 明：写真は、筏用原木を生産（積み込み）している様子（左上）、漁家の皆  
さんが筏を組み立てている様子（右上）、筏設置後の様子（下）です。

## 事例 津波により流失した防潮堤等の応急復旧対策

宮城北部森林管理署では、津波で防潮堤が流失したことによる波浪及び高潮等に対する浸水被害を軽減するため、大型土のう積を国有林の海岸線に配置しました。

また宮城県から災害復旧の要請のあった民有林の被災箇所に対しても同様の対策を実施しました。

(東北森林管理局 宮城北部森林管理署)



場 所：宮城県<sup>けせんぬま</sup>気仙沼市 三島国有林（右上、左上）、宮城県<sup>おさき</sup>気仙沼市 民有林（尾崎<sup>せんがんだ</sup>・千岩田地区）（右下、左下）

説 明：写真は、三島国有林の被災状況（左上）と応急復旧対策後（延長846.4m）の様子（右上）と、民有林（尾崎・千岩田地区）の被災状況（左下）と応急復旧対策後（延長459.8m）の様子（右下）です。

**事例 津波により発生したがれき等の撤去作業**

福島県いわき市では、東北地方太平洋沖地震により発生した津波により沿岸部が被災しましたが、海岸防災林が津波により運ばれたがれき等を捕捉し、津波被害が軽減されました。

海岸防災林内に堆積したがれき等については撤去作業を実施しました。

(関東森林管理局 いわき磐城森林管理署)



場 所：福島県いわき市 しんまいこ新舞子国有林  
説 明：写真は、津波により運ばれたがれき等が海岸防災林により捕捉されていた様子（上）と、がれき等を撤去している様子（下）です。

## 事例 除去土壌等の仮置場としての国有林の提供

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る規制地域の除染モデル実証事業において、内閣府が設置する除去土壌等の仮置場用地として、福島森林管理署管内の国有林を提供しました。本件は今後の除染の進展に伴い必要となる仮置場設置のモデルとなりました。

(関東森林管理局 福島森林管理署)



場 所：福島県伊達郡川俣町 山木屋山外1 国有林  
説 明：写真は、仮置場造成中の様子（上）と、除去土壌等の搬入後の様子（下）です。

**事例 放射性物質の放出による林産物不足等への対応**

東京電力福島第一原子力発電所事故による放射性物質拡散の影響により、基準値を超えるきのこ栽培用の原木が出荷停止となったため、きのこ原木が全国的に供給不足となりました。このため、愛知森林管理事務所ではきのこ原木の積極的な生産・販売に取り組みました。

(中部森林管理局 愛知森林管理事務所)



場 所：愛知県いぬやま犬山市 はつそ八幡国有林  
説 明：写真は、伐採されたきのこ栽培用の原木です。



平成23年6月に世界自然遺産に登録された小笠原諸島（関東森林管理局）

1 国有林野の管理経営に関する基本方針に  
基づく管理経営の推進

# 1 国有林野の管理経営に関する基本方針に基づく管理経営の推進

## (1) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営

### ① 重視される機能に応じた管理経営の推進

国有林野は、奥地脊梁<sup>せきりょう</sup>山地や水源地域に広く分布しており、地域特有の景観や豊かな生態系を有する森林も多く、国土の保全、水源の涵養<sup>かん</sup>、自然環境の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を果たしています。

また、近年では、森林に対する国民の皆さんの期待や要請が、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育や木の文化の継承への貢献等、更に多様化しています。

国有林野事業では、公益的機能の維持増進を旨とする方針の下で、こうした要請等に適切に対応するため、重点的に発揮させるべき機能によって国有林野を次の三つの類型に区分し、適切かつ効率的な管理経営を行っています。

- ・ 国土の保全や水源の涵養<sup>かん</sup>を通じて安全で快適な国民生活を確保することを重視した「水土保持林」
- ・ 貴重な自然環境の保全や、国民の皆さんと自然とのふれあいの場を提供することを重視した「森林と人との共生林」
- ・ 公益的機能の発揮に配慮しつつ、効率的に木材等の林産物の生産を行うことを重視した「資源の循環利用林」

表 - 1 国有林野の機能類型区分ごとの目指すべき森林の姿

機能類型区分 (国有林野面積計758万ha)		目指すべき森林の姿	森林施業 <sup>注)</sup> の特徴
水土保全林 515万ha (68%)	国 土 タ 保 イ 全 ブ 147万ha (19%)	樹木の根が土壌に張り巡らされ、落葉層が保たれ、下草の発達が良好な森林	天然林では、育成複層林施業を推進。 人工林 <sup>注)</sup> では、複層林化や、自然に育った広葉樹等を活用した針広混交林 <sup>注)</sup> 化を推進。
	水 源 か タ ん イ 養 ブ 368万ha (48%)	隙間が多く雨水を吸収しやすい土壌を有し、多様な樹種で構成される根や下草の発達が良好な森林	天然林では、育成複層林施業を推進。 人工林では、複層林化、伐期の長期化、針広混交林化を推進。
森林と人との共生林 216万ha (29%)	自 然 タ 維 イ 持 ブ 162万ha (21%)	原生的な森林生態系を保つ森林や、貴重な動植物の生息・生育に適した森林	特別な場合を除いて伐採を行わず、自然の推移 <sup>注)</sup> に委ねる天然生林施業 <sup>注)</sup> を実施。
	森 林 空 間 タ 利 イ 用 ブ 55万ha (7%)	優れた自然美を有する森林や、史跡、名勝等と一体となって特色ある景観や歴史的風致を構成する森林	天然林では、多様な森林を維持・造成するための天然生林施業を実施。 人工林では、景観の維持に配慮しつつ、育成複層林施業等を実施し、必要に応じて広葉樹等の導入による針広混交林化を推進。
資源の循環利用林 27万ha (4%)		成長力が旺盛で優れた木材等の林産物の生産に適し、林道等が整備された森林	通常 <sup>注)</sup> 伐期の育成単層林施業 <sup>注)</sup> を実施。また、大径材の供給を目的として長伐期施業も実施。

注：1 面積は、平成24年4月1日現在の数値である。

2 機能類型区分外（約9千ha）は、資源の循環利用林に含む。

3 森林と人との共生林の面積が、各機能類型区分の面積の合計と一致しないのは、四捨五入による。

## ア 水土保持林

国有林野の68%を占める「水土保持林」を、その目的によって、「国土保全タイプ」と「水源かん養タイプ」に細分しています。

「国土保全タイプ」の森林では、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や、飛砂、潮害等の気象災害を防ぐことを目的に、間伐等の施業を行っています。

「水源かん養タイプ」の森林では、渇水や洪水の緩和等を目的として、健全な森林を保っていくために、100年程度の長い周期で伐採や植林を繰り返す長伐期施業や、育成複層林施業、針広混交林化等を行っています。

この育成複層林施業を進めるために、長期育成循環施業<sup>注)</sup>を推進しました。

### 事例 水源林における針広混交林化への取組

徳島森林管理署では、水源涵養機能等の維持増進を図るため、針広混交モデル林を設定しています。このモデル林では、これまでに行った調査結果等を踏まえ、針広混交林へ誘導するための具体的な施業方法について検討・決定し、今後の森林管理に活かす取組を行っています。

(四国森林管理局 徳島森林管理署)



場 所：徳島県三好市 栗枝渡<sup>みよし くりしど</sup>国有林  
明：写真は、針広混交モデル林の遠景（上）、林内の天然ブナ林（左下）、林内のスギ人工林（右下）の様子です。

## イ 森林と人との共生林

国有林野の29%を占める「森林と人との共生林」を、自然環境の維持・保全、遺伝資源の保存等を目的とした「自然維持タイプ」と、レクリエーション活動の場の提供や優れた景観の維持を目的とした「森林空間利用タイプ」に細分しています。

「自然維持タイプ」の森林では、特に原始的な森林生態系や貴重な動植物が生息・生育するなど、特別な保全・管理が必要な森林を対象に、保護林（75ページ参照）の設定を進めています。

「森林空間利用タイプ」の森林では、国民の皆さんに森林浴や野外スポーツなどの活動を通じて森林とのふれあいを体験していただく「レクリエーションの森」（105ページ参照）や、森林づくりを行うボランティア団体等に活動の場を提供する「ふれあいの森」等（49ページ参照）を設定しています。

また、世界自然遺産<sup>注)</sup>はもとより、世界文化遺産<sup>注)</sup>周辺の森林景観を保全するための施業等にも取り組んでいます。

### 事例 パイロットフォレストでの森林浴

別寒辺牛湿原べかんべうしが一部内在するパイロットフォレスト注は、50年以上にわたり広大な原野に造林を行って森林を蘇らせた取組で広く知られ、北海道森林管理局では、その一部を「森林空間利用タイプ」に区分し、木道等の整備を行っています。

釧路湿原森林環境保全ふれあいセンターでは、様々な生涯学習活動のプログラムを提供している団体と連携し、この木道を活用し市民の方々にも安心して森林浴を楽しんでいただくとともに、パイロットフォレスト造成の歴史について説明しました。

(北海道森林管理局 釧路湿原森林環境保全ふれあいセンター)



場 所：北海道厚岸郡厚岸町あつけし あつけしちょう しべちや 標茶国有林  
場 説 明：写真は、森林浴の途中で担当者から森林の説明を受ける参加者の様子（上）と、パイロットフォレスト造成時の機械を見学する参加者の様子（下）です。

## ウ 資源の循環利用林

国有林野の4%を占める「資源の循環利用林」は、国民生活に必要な木材を安定的かつ効率的に供給することを目的とする森林です。

その多くは、スギ、ヒノキ、カラマツ等の人工林であり、多様で良質な木材を将来にわたって安定的に供給していけるよう、木材の生産目標に応じて更新<sup>注1)</sup>、保育<sup>注2)</sup>や間伐を進めるとともに、効率的な木材生産の基盤となる路網の整備も進めています。

間伐の実施に当たっては、木材の有効利用の観点から、間伐材の搬出・供給に努めています。

表－2 更新、保育、間伐の実施状況

(単位：ha、%、万m<sup>3</sup>)

区 分		平成23年度	(参考)平成22年度
更 新 (ha)	人工造林 <sup>注1)</sup>	3,903	5,372
	資源の循環利用林	1,508(39)	1,223(23)
	天然更新 <sup>注1)</sup>	3,626	4,612
	資源の循環利用林	126(3)	74(2)
保 育 (ha)	下刈 <sup>注1)</sup>	70,774	87,033
	資源の循環利用林	4,784(7)	4,412(5)
	つる切 <sup>注1)</sup> 、除伐 <sup>注1)</sup>	30,426	35,573
	資源の循環利用林	957(3)	1,166(3)
間 伐(万m <sup>3</sup> )		615	616
	資源の循環利用林	37(6)	37(6)

注：1 ( )書は、資源の循環利用林において実施したものの割合(%)である。

2 分収造林(46ページ参照)における実績を含む。

**事例 低コストで効率的な作業システムによる間伐の推進**

北海道森林管理局では、路網と高性能林業機械<sup>注)</sup>の組み合わせによる低コストで効率的な作業システムによる間伐の実施及び普及・定着に努めています。

(北海道森林管理局 宗谷森林管理署ほか)



場 所：北海道てしお天塩郡とよとみちよう豊富町 有明ありあけ国有林  
説 明：写真は、ハーベスタによる造材作業の様子（上）と、フォワーダへの積込作業の様子（下）です。

## ② 路網の整備

森林の適切な整備や保全、林産物の供給等を効率的に行うため、投資効率や景観などにも十分配慮しながら、林道（林業専用道<sup>注</sup>）を含む。以下同じ。）及び森林作業道<sup>注</sup>）を適切に組み合わせた路網の整備を進めています。

基幹的な役割を果たす林道については、平成23年度末の路線数は12,785路線、延長は44,267kmとなりました。

こうした路網の整備に当たっては、地形に沿った路線線形にすることで切土・盛土などの土工量や構造物の設置数を減少させるほか、現地で発生する木材や土石を土木資材として活用することで、コスト縮減等に努めています。

また、このような低コストな路網整備の取組について、技術者を育成するための研修や現地検討会のフィールドとして活用する等、民有林への普及にも取り組んでいます。

さらに、国有林と民有林が近接する地域では、民有林林道等の開設計画と調整を図り、計画的かつ効果的な路網の整備に努めています。

### 事例 路網作りを学ぶための現地検討会

九州森林管理局では、丈夫で簡易な使いやすい道づくりの技術向上を図ることを目的として、球磨川流域森林・林業活性化センター、林業事業体及び関係職員約80名が参加し、作業を効率的に行うための路網線形について話し合うなど路網作りの現地検討会を実施しました。

(九州森林管理局 熊本南部森林管理署)



場 所：熊本県人吉市<sup>ひとよし</sup> 西浦国有林  
説 明：写真は、路網の線形について現地踏査をしている様子（上）と、現地踏査した路網の線形を発表している様子（下）です。

### ③ 治山事業の実施

安全で安心できる暮らしを確保することを目的に、治山事業により、荒廃地の復旧整備や保安林<sup>注)</sup>の整備を計画的に進めています。

平成23年度は、東日本大震災などの大規模災害への応急・復旧対策を行うとともに、同年9月に発生した台風第12号の災害について、都道府県からの要請を受け、森林管理局等の職員を派遣し、私有林の被害箇所の調査や復旧計画作成のための技術的支援を行いました。

このほか、国有林内において台風や集中豪雨などにより被災した山地の復旧整備や機能の低下した森林の整備等を推進する「国有林直轄治山事業」を行うとともに、私有林内で大規模な山腹崩壊や地すべりが発生し、その復旧工事に高度な技術が必要な箇所等において、都道府県からの要請を受け、「私有林直轄治山事業」と「直轄地すべり防止事業」を行いました。

これらの事業を行うに当たっては、自然環境の保全に配慮するとともに、コストの縮減に努めています。

また、各都道府県を単位として「治山事業連絡調整会議」を設置し、国有林・私有林間の事業の調整及び情報の共有等を図るとともに、流域保全の観点から、国有林と私有林が近接している地域においては、一体的な全体計画を作成し、国有林と私有林が連携して効果的・効率的に荒廃地の復旧整備を行っています。

**事例 台風第12号により被災した民有林の災害復旧に対する支援**

平成23年9月に発生した台風第12号によって、紀伊半島を中心に甚大な山地災害が発生しました。

林野庁では、奈良県からの災害復旧に係る技術的支援等の要請を受け、北海道・中部・近畿中国及び九州森林管理局の職員による「山地災害対策緊急展開チーム」を編成し、民有林での被災箇所の調査や復旧計画作成等に協力しました。

(林野庁)



場 所：奈良県<sup>ごじょう</sup>五條市、奈良県吉野郡<sup>のせがわむら</sup>野迫川村ほか  
説 明：写真は、台風通過後の現地調査の様子（左上、右上）と、図面等資料作成の様子（下）です。

## 事例 国有林野内直轄治山事業の実施

平成22年8月に北海道あしべつ の かなん芦別市野花南地区の国有林において、大規模な地すべりが発生しました。

被害箇所そらちの直下には、空知地方と上川地方を結ぶ重要な国道38号線があり、今後の豪雨等で堆積土砂が流出し交通が遮断されると地域住民の生活等に大きな支障が生じることから、平成23年度から対策工事に着手し、平成25年度の完成を目指して取り組んでいます。

(北海道森林管理局 空知森林管理署)



場 所：北海道芦別市 おちのんべ 落 辺国有林  
説 明：写真は、国道38号線直上での地すべり発生直後の状況（上）と、対策工事  
施工の様子（下）です。

**事例 治山事業による安全・安心の取組のPR（直轄地すべり防止事業）**

山形森林管理署最上支署<sup>もがみ</sup>では、地元の小学生や一般公募で応募のあった方々を対象に地すべり防止工事箇所等の見学会を実施しました。

見学会では支署の職員が地すべり発生メカニズムや地すべり防止工事の内容等について説明し、見学者の理解の醸成に努めました。

（東北森林管理局 山形森林管理署最上支署）



場 所：山形県最上郡大蔵村<sup>おおくらむら</sup> 銅山川地区<sup>どうざんがわ</sup>直轄地すべり防止工事現場  
場 説 明：写真は、地すべり防止工事の説明を聞き入る小学生の様子（左上）、トンネル排水工施工箇所の見学の様子（右上）、全体での集合写真の様子（下）です。

## (2) 森林の流域管理システムの下での管理経営

### ① 民有林との連携による森林・林業の活性化

「森林の流域管理システム」は、流域を基本単位として、民有林・国有林を通じた適切な森林整備の推進や林業・木材産業の振興を図るため、森林・林業・木材産業の関係者のみならず、下流域の都市住民等も含めた幅広い関係者が連携し、一体となって取り組むものです。

国有林は、この流域管理システムの下で、流域森林・林業活性化協議会<sup>注)</sup>などを通じて積極的な働きかけを行っています。

特に、近年、民有林と国有林が近接している地域において、地方公共団体や民有林所有者等と森林管理署等が協定を締結し、民有林と国有林が相互に利用できる効率的な作業道の整備や、計画的な間伐等の森林施業を行う「森林共同施業団地」の設定を推進しており、平成23年度末現在、全国に104箇所設定されています。また、NPO、ボランティア団体等との間で協定を締結し、国有林をフィールドとして、民間団体等が森林づくり活動をはじめ多様な活動に取り組む事例（49ページ～52ページ参照）も増えています。

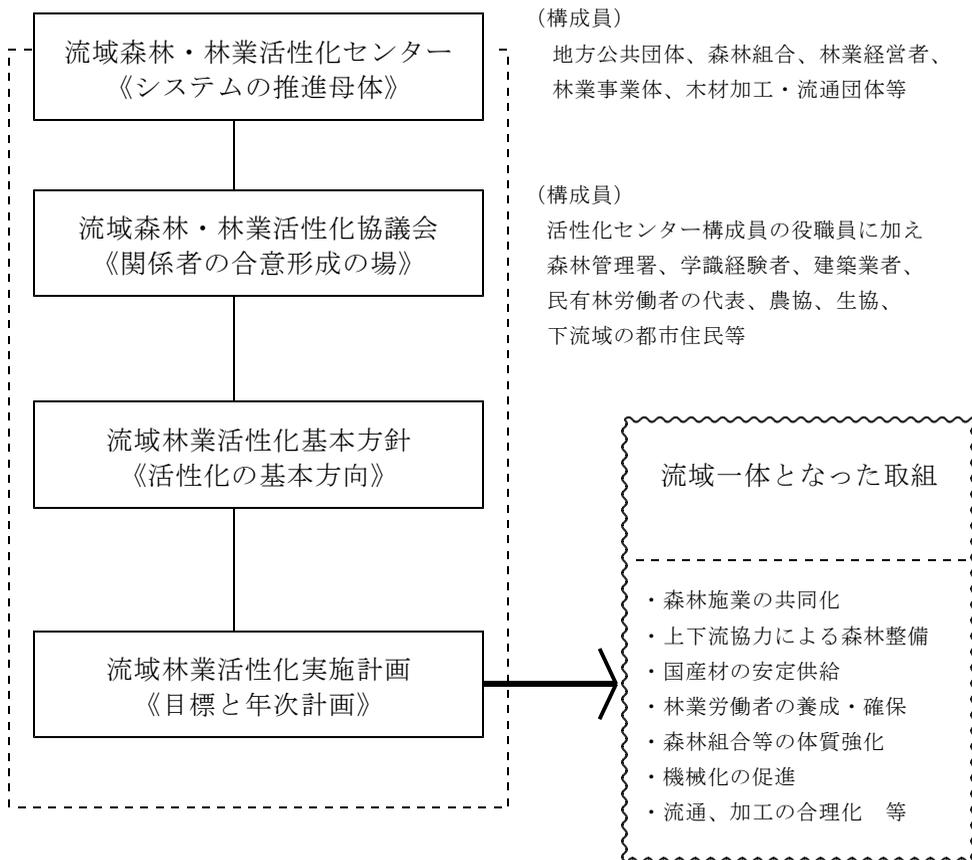
表 - 3 森林共同施業団地の現況

	平成23年度	(参考)平成22年度
設定箇所数	104箇所	75箇所
総面積（うち、国有林野）	1,582百ha(831百ha)	1,189百ha(569百ha)

注：各年度末現在の数値である。

図 - 1 森林の流域管理システムの考え方

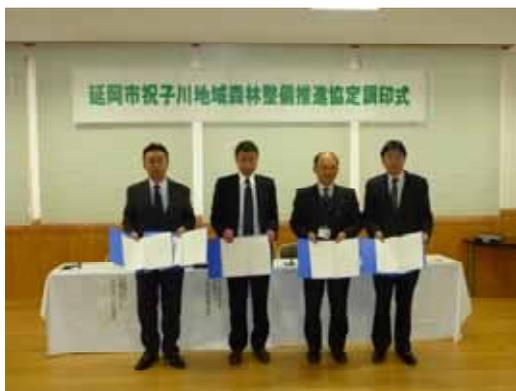
- 流域内の市町村、森林・林業・木材産業関係者等が、流域森林・林業活性化センター<sup>注)</sup>を組織し、その下で協議会を開催。
- 流域ごとの活動の基本方針及び実施計画を策定するとともに、関係者間の合意形成を促進し、これに沿って流域一体となった取組を推進。



## 事例 森林共同施業団地の設定

宮崎北部森林管理署では、森林図及び事業予定箇所を示した管内図を基にして民有林関係者と森林共同施業団地の可能な区域を検討し、関係者との意見交換及び協議を行い、平成24年1月に五ヶ瀬川流域において「延岡市祝子川地域森林整備推進協定」を締結しました。今後は国有林と民有林の既存路線を連結するための路網を開設する予定であり、新たな搬出ルートの確保や不通となったときの代替路線としての利用が見込まれています。

(九州森林管理局 宮崎北部森林管理署)



場 所：宮崎県延岡市 宮崎北部森林管理署内  
 説 明：写真は、「延岡市祝子川地域森林整備推進協定」調印式の様子（上）と森林共同施業団地内における今後の路網整備等を示した図面（下）です。

### 事例 民国連携による意見交換会の実施

関東森林管理局では、「森林・林業再生プラン」の実現に向け、民有林との連携を一層推進するため、行政機関や林業事業体等の民有林関係者との意見交換会を実施しました。

なお、意見交換会に参加した地域においては、今後の森林共同施業団地の設定に向けた検討等、一層の連携に向けた取組が進められています。

(関東森林管理局)



場 所：群馬県（左上）、栃木県（右上）、茨城県（下）  
説 明：写真は、製材会社（群馬県）の視察の様子（左上）、民有林（栃木県）の間伐事業箇所の視察の様子（右上）、民有林関係者（茨城県）との意見交換会の様子（下）です。

## ② 流域管理推進アクションプログラムの取組

流域管理システムの一層の推進を図るため、国有林が流域ごとに先導的・積極的に取り組む行動計画として「国有林野事業流域管理推進アクションプログラム」をとりまとめています。

平成23年度は、森林施業の技術交流や地域材等の利用推進に向けた検討会など森林整備の推進や林業・木材産業の振興を図るための取組を民有林関係者と合同で実施したほか、NPO、地域住民の方々等が行う森林づくり活動の支援等の森林・林業に関する普及啓発のための取組など、全国で750課題に取り組みました。

表 - 4 流域管理推進アクションプログラムの事例（平成23年度）

流域名	取組の概要
網走西部流域 (北海道森林管理局)	民有林・国有林関係者による森林施業等の林業技術の向上などを目的として、森林施業技術交流会を開催
津軽流域 (東北森林管理局)	青森県つがる市の屏風山国有林（防風保安林）で行政、地元住民等と連携してクリーン活動を実施
佐渡流域 (関東森林管理局)	トキの生息環境改善のため、営巣木等の保全事業への取組を実施
千曲川下流 (中部森林管理局)	木質バイオマス資源への需要に応えるため、山元土場で低質材の「システム販売」を実施。職員の意識を高めるため発電施設を見学
紀北、紀南流域 (近畿中国森林管理局)	世界文化遺産である熊野古道の景観形成のため、ボランティアと連携して森林整備を実施
香川流域 (四国森林管理局)	「緑の雇用現場技能者育成対策事業」における研修の場として、国有林を提供
南薩流域 (九州森林管理局)	桜島民直治山事業説明会による地域住民への防災情報等の発信及び民国連携による総合防災訓練の実施

### 事例 市町村森林整備計画策定への支援・協力

四国森林管理局では、「市町村森林整備計画」の策定を支援・協力するため、准フォレスターを森林管理署に配置しています。

徳島森林管理署では、「森林整備計画策定に関する協議会」、「森林整備計画策定検討会」、「森林整備計画変更に伴う会議」等に参加し、現地実態に即した計画となるよう市町村職員等に対して助言を行いました。また、管内各市町村との打合せの場を設け、ゾーニングの考え方や林業専用道等の効率的な配置、森林共同施業団地の設定事例等を説明しました。

(四国森林管理局 徳島森林管理署)



場 所：徳島県三好市（上）、徳島県美馬<sup>みま</sup>市（下）  
場 説 明：写真は、「市町村森林整備計画」策定の打ち合わせの様子です。